

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。

みんなが均等待遇、なげうち差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ！

郵政に働く非正規社員の均等待遇と正社員化を求める要請署名への協力をお願いします

未来

郵政産業ユニオン
PIWO

全労協・郵政産業労働者ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4127
21年2月16日(火)
Tel・Fax 095-828-1953

おはようございます。

日本郵政グループ各社では、全国の郵便局や関連職場で約19万人の非正規社員が、国民生活に密接に結びつきながら仕事をしています。非正規社員無しでは一日も業務は回りません。けれども処遇面では未だ正社員との格差は大きく正当な扱いを受けているとは言えません。

これまでも紙面でも紹介しましたが、郵政ユニオンの非正規社員の組合員がたたかった「労働契約法20条裁判」は、昨年10月15日の最高裁で判決が言い渡され、扶養手当、年末年始勤務手当、年始期間における祝日割増、無給の病欠休暇、夏期冬期休暇について不合理な格差であると認定しました。住居手当はす

でに高裁段階で不合理と認定しています。今回、賞与の格差は正は認められなかったものの、この最高裁判決は「非正規労働者の未来に希望を灯す大きな意義のある画期的な判決」であり、日本の非正規4割という雇用社会において、労働条件の格差を是正していくうえで、一歩前進ととらえ更なる前進に結びつくことを確信するものです。



判決当日、日本郵便株式会社は「問題の重要性に鑑み、必要な制度改正に取り組む」とのコメントを出しました。郵政ユニオンは日本郵政グループ各社に、判決に従い早急に判決内容を履行し、対象となる非正規社員へ未払い分の手当・休暇の賃金相当額の支払い、判決にかかわる就業規則及び給与規程の改定を求める要求書を10月22日に提出し、主旨説明を行

い、今後交渉を進めていきます。



さてこの間の運動の成果で、正社員登用の応募要件が大幅に緩和されました。しかし、今年度の登用数は昨年度よりも少なく、正社員への道はむ

しろ狭まっていると言えます。各職場での要員不足解消に逆行するかのような政策は許せません。郵政ユニオンは、今後も希望する非正規社員全員の正社員化を求めていきます。

今回の署名は、2021年3月1日(月)日本郵政株式会社へ提出を予定しています。左に要請署名の見本



(要請文は一部省略)を掲載しています。取り組み期間は残りわずかですが、職場の皆さんにもご理解をいただき、署名へのご協力をお願いいたします。

郵政に働く非正規社員の均等待遇と正社員化を求める要請署名

日本郵政グループ各社及び関連会社では約19万人の非正規社員が事業に不可欠な社員として働いています。

郵便局で働く非正規社員11人が、正社員との労働条件の格差の是正を訴えた労働契約法20条裁判は、2020年10月15日に最高裁判決があり、マスコミで大きくとり上げられました。

判決当日に日本郵便は「問題の重要性に鑑み、必要な制度改正に取り組む」とコメントしましたが、日本郵政グループ各社は、判決に従い早急に判決内容を履行し、判決にかかわる就業規則及び給与規程の改定を行わなければなりません。

日本郵政グループは、かんぽ生命の不正営業、ゆうちょ銀行の個人情報の漏洩による不正引き出し問題など、郵政事業全体への信頼を大きく失墜させています。金融と通信の公共サービスを維持し、提供する企業として、ノルマ主義や成果主義賃金、人手不足を解消するための大幅増員など、利用者の立場に立った事業運営に転換すべきです。

いまこそ、非正規雇用比率の高い企業として、均等待遇と正規雇用へ転換し、すべての非正規雇用社員が将来に希望を持ち働きつづけられるよう、以下の要請項目の実現を強く求めます。(一部抜粋)

(要請項目)

1. 期間雇用社員契約更新3年でアソシエイト社員とし、アソシエイト社員から2年で正社員を希望する社員全員の正社員へ採用(登用)すること
2. 正社員へは公正・公平な採用(登用)を行うとともに、単年度の登用数を大幅に拡大すること
3. 時給制契約社員の最低賃金を全国どこでも時給1200円以上にすること
4. 正社員との格差がある一時金、諸手当(寒冷地、夜間特別、早出勤務等)、福利厚生面などを是正すること

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。